

○庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱

平成6年11月1日告示第1058号の3

(趣旨)

第1条 この告示は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第119条第1項、第132条第1項、第133条及び第232条の規定により、県が発注する庁舎及び工作物の設備維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下これらを「入札」という。）の参加資格（以下「入札参加資格」という。）、指名基準その他必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「設備維持管理業務」とは、次に掲げる業務をいう。

- (1) 電気設備の点検及び保守に係る業務（以下「電気設備の点検業務」という。）
- (2) 自家用発電設備の点検及び保守に係る業務（以下「自家用発電設備の点検業務」という。）
- (3) 消防用設備の点検及び整備に係る業務（以下「消防用設備の点検業務」という。）
- (4) 電話構内交換設備の点検及び保守に係る業務（以下「電話構内交換設備の点検業務」という。）
- (5) 自家用電気工作物の保安及び管理に係る業務（以下「自家用電気工作物の保安業務」という。）
- (6) 冷暖房設備の運転及び監視に係る業務（以下「冷暖房設備の運転業務」という。）
- (7) 冷暖房設備の点検、保守及び整備に係る業務（以下「冷暖房設備の点検業務」という。）
- (8) 昇降機設備の点検及び整備に係る業務（以下「昇降機設備の点検業務」という。）
- (9) 井戸用ろ過設備の点検及び保守に係る業務（以下「井戸用ろ過設備の点検業務」という。）
- (10) 自動ドアの点検及び保守に係る業務（以下「自動ドアの点検業務」という。）
- (11) 地下タンク等の点検に係る業務（以下「地下タンク等の点検業務」という。）

(入札参加の資格)

第3条 入札に参加する者は、設備維持管理業務入札参加資格者名簿に登録されている者（以下「登録業者」という。）でなければならない。

(入札参加資格審査の申請)

第4条 前条の規定による登録（以下「登録」という。）を受けようとする者は、設備維持管理業

務入札参加資格審査申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を、当該申請を行おうとする年の11月1日から11月30日までの間に知事に提出しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格の申請をすることができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していないもの及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) 第9条第1項の規定により登録を取り消された者で、その取消の日から2年を経過しないもの
- (4) 当該契約の履行に関し官公署の許可、認可等（以下「許可等」という。）を要する場合において、許可等を得ていない者
- (5) 県内に事務所又は事業所を有しない者
- (6) 申請書を提出しようとする年の10月1日現在において、営業を開始した日から2年を経過しない者又は営業を停止し、若しくは休止した者で、営業を再開した日から2年を経過しないもの
- (7) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、地方法人特別税、特別法人事業税及び軽自動車税の環境性能割並びにこれらに附帯する徴収金に未納がある者
- (8) 消費税及び地方消費税並びにこれらに係る附帯税に未納がある者
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第3項及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条第1項の適用事業所である者であって、健康保険料又は厚生年金保険料に未納があるもの
- (10) 労働保険料に滞納がある者

3 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 営業概要書（別記様式第2号）
- (2) 法人にあっては、登記事項証明書
- (3) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でない旨の証明書（個人の場合に限る。）
- (4) 申請する日の属する決算年度の直前の2決算年度の貸借対照表及び損益計算書

- (5) 申請する日の属する年の直前の2年分の所得税確定申告書の写し（個人の場合に限る。）
- (6) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、地方法人特別税、特別法人事業税及び軽自動車税の環境性能割並びにこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書面
- (7) 消費税及び地方消費税並びにこれらに係る附帯税に未納がないことを証する書面
- (8) 健康保険法第3条第3項及び厚生年金保険法第6条第1項の適用事業所である者であつて、健康保険料又は厚生年金保険料に未納がないことを証する書面
- (9) 労働保険料に滞納がないことを証する書面
- (10) 当該契約の履行に関し許可等を要する場合にあっては、許可等を得たことを証する書類
- (11) 申請する業務に従事する者の名簿（別記様式第3号）
- (12) 申請する業務に従事する有資格者一覧表（別記様式第4号）及び当該資格を証する書類の写し
- (13) 第2条各号に掲げる業務ごとの決算年度別契約実績一覧表（別記様式第5号）
- (14) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項の規定による報告をしなければならない者にあつては公共職業安定所の長に提出した障害者雇用状況報告書の写し、それ以外の者にあつては障がい者の雇用状況調査票（別記様式第5号の2）
- (15) 役員等の一覧表（別記様式第5号の3）
- (16) 特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第5号の4）
- (17) 育児休業制度について就業規則で定め、労働基準監督署への届出を行っている場合にあつては、労働基準監督署の受付印のある就業規則の写し
- (18) 県又は県内の市町村と防災協定を締結している場合にあつては、その協定書の写し
- (19) 国際標準化機構が定めた規格ISO9001又はISO14001の認証を取得している場合にあつては、その登録証の写し
- (20) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条の規定による認定を受けている場合にあつては、その認定証の写し
- (21) 常時雇用する労働者の数が100人以下の者であつて、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第8条第1項に規定する一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局長への届出を行っているものにあつては、その届出書の写し
- (22) 女性活躍推進法第9条の規定による認定を受けている場合にあつては、その認定証の写し

(23) 働きやすい職場「ひなたの極」認証制度実施要綱（平成30年2月1日定め）第5条の規定
による認証を受けている場合にあっては、その認証書の写し

(24) その他知事が必要と認める書類

（入札参加資格の審査及び登録）

第5条 知事は、前条第1項の規定により申請書が提出されたときは、別に定める審査要領に基づき、これを審査するものとする。

2 知事は、前項の規定による審査の結果、入札参加資格を有すると認定した者については、原則として等級格付けをして登録をするとともに、その旨を設備維持管理業務入札参加資格審査結果通知書（別記様式第6号（その1））により申請者に通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定による審査の結果、入札参加資格を有すると認定しなかった者については、その旨を設備維持管理業務入札参加資格審査結果通知書（別記様式第6号（その2））により申請者に通知するものとする。

4 第1項の規定による審査は、2年に1回定期に行うものとする。

5 前条第1項に定める期間経過後にされた申請に係る審査は、前項の審査の翌年に、当該審査に準じて行うものとする。

6 知事は、第2項の規定により登録した者について次に掲げる事項を記載した名簿を県民情報センターに備え置くとともに、インターネットを利用して公表することにより、一般の閲覧に供するものとする。

（1） 法人にあっては、その商号又は名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号

（2） 個人にあっては、氏名、商号等、主たる事務所の所在地及び電話番号

（3） 第2項の規定により格付けされた等級

（4） 入札参加資格の有効期間

（等級格付け）

第6条 前条第2項の規定により等級格付けをする場合は、同条第1項の規定による審査の結果入札参加資格を有すると認定した者のその結果に応じて、2等級に格付けするものとする。ただし、入札参加資格を有すると認定した者の数が、知事が別に定める数に満たない業務及び知事が別に定める業務については、格付けを行わないことがある。

2 前項の等級に対応する発注の標準となる金額は、別表のとおりとする。

（変更等の届出）

第7条 登録業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、設備維持管理業務入札参加資格者名簿記載事項変更届（別記様式第7号）によりその旨を知事に届け出なければならない。

（1） 住所又は氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、商号若しくは名称又は代表者の氏名）に変更があったとき。

（2） 登録に係る業務を休止し、又は廃止したとき。

2 前項の場合において、登録業者の死亡、破産手続開始の決定、解散又は合併により登録に係る業務を廃止したときは、同項の規定による届出は、その相続人、破産管財人、清算人又は合併後存続する法人若しくは合併により成立した法人が行わなければならない。

（入札参加資格の承継）

第7条の2 登録業者の相続人その他の一般承継人は、入札参加資格の地位を承継しようとするときは、設備維持管理業務入札参加資格承継承認申請書（別記様式第8号）に一般承継があったことを証する書類並びに第4条第3項第1号から第12号まで及び第14号から第24号までに掲げる書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定により設備維持管理業務入札参加資格承継承認申請書が提出されたときは、承認するかどうかを決定し、その結果を設備維持管理業務入札参加資格承継審査結果通知書（別記様式第9号）により、申請者に通知するものとする。

（登録の有効期間）

第8条 登録の有効期間は、第5条第2項（同条第5項において準ずる場合を含む。）の規定による通知を行った日の属する年の4月1日からその翌々年（第5条第5項の申請にあってはその翌年）の3月31日までとする。

（登録の取消し）

第9条 知事は、登録業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第14条に規定する審査会の審査を経て、その者の登録を取り消すことができる。

（1） 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項各号のいずれかに該当するとき。

（2） 申請書その他知事に提出する書類に虚偽の記載をした者

（3） 経営状態が著しく不良となり、又は営業に関し法令上必要とする許可等が取り消され、若しくは失効し、競争入札に参加させることが不適当と認められる者

（4） 役員等（登録業者が個人である場合にはその者又はその支店若しくは常時設備維持管理業

務の委託契約を締結する事務所の代表者を、登録業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時設備維持管理業務の委託契約を締結する事務所の代表者をいう。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者

(5) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

- 2 知事は、前項の規定により入札参加資格の登録を取り消したときは、速やかに登録取消通知書(別記様式第10号)によりその旨を当該取消しに係る登録業者に通知するものとする。

(入札参加資格の停止)

第10条 知事は、登録業者が設備維持管理業務の委託契約に係る入札に関して別に定める要件に該当する場合は、第14条に規定する審査会の審査を経て、登録を受けている業務全てにおいて別に定める期間の入札参加資格の停止(以下「資格停止」という。)をするものとする。

- 2 知事は、資格停止を決定したときは、速やかに入札参加資格停止通知書(別記様式第11号)によりその旨を当該資格停止に係る登録業者に通知するものとする。

- 3 資格停止の期間の終期が第8条に規定する入札参加資格に係る登録の有効期間の満了の日後であり、かつ、当該登録業者が当該登録の有効期間の満了の日後も引き続き登録を受けている場合にあっては、当該資格停止は、当該資格停止の終期まで引き続き効力を有するものとする。

(入札参加資格に係る制限)

第11条 契約担当者(知事又はその委任を受けて契約を締結する者をいう。以下同じ。)は、資格停止を受けた登録業者が当該資格停止を受けている間は、当該登録業者を入札に参加させてはならない。

(随意契約の相手方の制限)

第12条 契約担当者は、資格停止を受けた登録業者が当該資格停止を受けている間は、当該登録業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害等の緊急を要する場合又は契約の相手方が特定され、かつ、他の者に代え難い場合等特にやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(指名基準)

第13条 契約担当者は、指名競争入札を実施しようとする場合は、次に掲げる基準により、登録業者から入札参加者を指名するものとする。この場合において、第6条第1項ただし書の規定によ

り等級格付けを行わない業務については、第2号の規定は、適用しない。

- (1) 第10条第1項の規定による資格停止の措置を受けていないこと。
- (2) 発注する設備維持管理業務の金額に対応する等級に格付けされた者であること。ただし、登録業者が少数の場合その他必要がある場合は、この限りでない。
- (3) 指名する登録業者の数は、3者以上であること。
- (4) 当該業務に必要な資格の有無、地理的条件、技術的適性、経営及び信用の状況、不誠実な行為の有無、過去の履行実績、第5条第1項の規定による審査の結果並びに受注状況を総合的に勘案すること。
- (5) その他知事が特に必要と認める事項に適合すること。

2 知事は、前項の規定により指名した登録業者につき契約締結前に第10条第1項の規定による資格停止をした場合は、当該指名を取り消すものとする。

3 知事は、前項の規定により指名を取り消したときは、速やかに指名取消通知書（別記様式第12号）によりその旨を当該指名の取消しに係る登録業者に通知するものとする。

（入札参加資格審査会）

第14条 次に掲げる事項を審査するため、入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 第9条第1項の規定による登録の取消し
- (2) 第10条第1項に規定する入札参加資格の停止
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める事項

（審査会の組織）

第15条 審査会は、会長及び審査員で組織する。

2 会長は、総務部次長（財務担当）をもって充てる。

3 審査員は、財産総管理課長、財産総管理課課長補佐をもって充てる。

（会長の権限）

第16条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した審査員がその職務を代行する。

（審査会の会議）

第17条 審査会は、会長が必要の都度招集する。

- 2 審査会の会議は、審査員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した審査員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、議事の決定に際し必要が生じたときは、関係職員の出席を求めることができる。
- 5 審査会の会議は、公開しない。

(会議の特例)

第18条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、過半数以上の審査員による書面審議をもって会議に代えることができる。

- (1) 事案が特に急施を要し、会議を招集することが困難な場合
- (2) 事案が軽易で会議を開催する必要のない場合

(庶務)

第19条 審査会の庶務は、総務部財産総合管理課において処理する。

(補則)

第20条 この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
(平成6年度における申請書の提出及び入札参加資格に関する特例)
- 2 平成6年度における入札参加資格審査の申請についての第4条第1項及び第2項第4号並びに第8条の規定の適用については、第4条第1項中「11月1日から11月30日」とあるのは「12月1日から12月25日」と、同条第2項第4号中「申請書を提出しようとする年の10月1日」とあるのは「平成6年11月1日」と、第8条中「通知を行った日の属する年の4月1日からその翌々年(追加の申請にあってはその翌年)の3月31日まで」とあるのは「通知を行った日から平成8年3月31日まで」とする。

附 則 (平成9年10月8日告示第1032号)

この告示は、平成9年11月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日告示第349号の3)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る指名競争入札の参加資格及び指名基準に関する要綱の規定によりなされている手続その他の行為は、この告示による改正後の庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る指名競争入札の参加資格及び指名基準に関する要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年10月6日告示第490号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る指名競争入札の参加資格及び指名基準に関する要綱の規定によりなされている手続その他の行為は、この告示による改正後の庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る指名競争入札の参加資格及び指名基準に関する要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年10月22日告示第823号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る指名競争入札の参加資格及び指名基準に関する要綱の規定によりなされている手続その他の行為は、この告示による改正後の庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年10月29日告示第698号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る指名競争入札の参加資格及び指名基準に関する要綱の規定によりなされている手続その他の行為は、この告示による改正後の庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年 9 月12日告示第773号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の規定によりなされている手続その他の行為は、この告示による改正後の庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年10月20日告示第873号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の規定によりなされている手続その他の行為は、この告示による改正後の庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年 9 月27日告示第659号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の規定によりなされている手続その他の行為は、この告示による改正後の庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年 9 月17日告示第552号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成25年10月21日告示第623号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成27年10月29日告示第671号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(平成27年度における申請書の提出に関する特例)

- 2 平成27年度における入札参加資格審査の申請についての第4条第1項の規定の適用については、同項中「11月1日から11月30日」とあるのは、「11月1日から12月15日」とする。

附 則 (平成29年10月30日告示第2942号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前の庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

(平成29年度における申請書の提出に関する特例)

- 3 平成29年度における入札参加資格審査の申請についての第4条第1項の規定の適用については、同項中「11月1日から11月30日」とあるのは、「11月1日から12月15日」とする。

附 則 (平成30年10月15日告示第3038号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和元年10月17日告示第3148号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定によりなされている手続その他の行為は、この告示による改正後の庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前の要綱の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

附 則 (令和6年10月3日告示第529号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第 6 条関係）

等級	業務	第 2 条第 1 号、第 3 号、第 6 号及び 第 7 号に掲げる業務	左記に掲げる業務以外の業務
A 級		3, 000, 000 円以上	2, 000, 000 円以上
B 級		3, 000, 000 円未満	2, 000, 000 円未満

設備維持管理業務入札参加資格審査申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 郵便番号
住 所
商号又は名称
氏 名

[法人にあっては、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名]

電 話 番 号

宮崎県が発注する下記業務の委託契約に係る入札の参加資格審査を受けたいので、申請します。

参加希望地区（希望する地区に○印を付けること。）					
	宮崎市・国富町・綾町		日南市・串間市		西都市・西米良村
	都城市・三股町		小林市・えびの市・高原町		高鍋町・新富町・木城町 ・川南町・都農町
	延岡市		日向市・門川町・諸塚村・ 椎葉村・美郷町		高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町
資格審査を申請する業務（申請する業務に○印を付けること。）					
	ア：電気設備の点検業務		オ：自家用電気工作物の保安業務		ケ：井戸用ろ過設備の点検業務
	イ：自家用発電設備の点検業務		カ：冷暖房設備の運転業務		コ：自動ドアの点検業務
	ウ：消防用設備の点検業務		キ：冷暖房設備の点検業務		サ：地下タンク等の点検業務
	エ：電話構内交換設備の点検業務		ク：昇降機設備の点検業務		

記

(添付書類)

- 1 営業概要書（別記様式第2号）
- 2 登記事項証明書（法人のみ）
- 3 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でない旨の証明書（個人のみ）
- 4 申請する日の属する決算年度の直前の2決算年度の貸借対照表及び損益計算書
- 5 申請する日の属する年の直前の2年分の所得税確定申告書の写し（個人のみ）
- 6 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、地方法人特別税、特別法人事業税及び軽自動車税の環境性能割並びにこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書面
- 7 消費税及び地方消費税並びにこれらに係る附帯税に未納がないことを証する書面
- 8 健康保険法第3条第3項及び厚生年金保険法第6条第1項の適用事業所である者であって、健康保険料又は厚生年金保険料に未納がないことを証する書面
- 9 労働保険料に滞納がないことを証する書面
- 10 官公署の許可等を得たことを証する書類（許可等を要する場合のみ）
- 11 申請する業務に従事する者の名簿（別記様式第3号）
- 12 申請する業務に従事する有資格者一覧表（別記様式第4号）及び当該資格を証する書類の写し
- 13 決算年度別契約実績一覧表（別記様式第5号）
- 14 障害者雇用状況報告書の写し又は障がい者の雇用状況調査票（別記様式第5号の2）
- 15 役員等の一覧表（別記様式第5号の3）
- 16 特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第5号の4）
- 17 その他以下の書類（該当する場合）
 - ① 労働基準監督署の受付印のある就業規則の写し
 - ② 県、市町村との防災協定書の写し
 - ③ IS09001 又は IS014001 の登録証の写し
 - ④ 次世代育成支援対策推進法第13条の規定による認定証の写し
 - ⑤ 女性活躍推進法第8条第1項の規定による届出書の写し
 - ⑥ 女性活躍推進法第9条の規定による認定証の写し
 - ⑦ ひなたの極認証書の写し

(注) 添付書類11及び13については、申請する業務ごとに添付すること。

様式第2号（第4条関係）

(表)
営 業 概 要 書

商号又は名称				連 絡 先		電話 () FAX ()		
営 業 種 目				作成者氏名 及び 所属部署名		作成者氏名 (所属部署名)		
県内の 事務所 又は 事業所	事務所名又は事業所名		所 在 地 (郵便番号、住所)		電 話 番 号 F A X 番 号			
			〒		電話 () FAX ()			
			〒		電話 () FAX ()			
			〒		電話 () FAX ()			
経 営 の 状 況	営業 実績	前々決算年度（ア）		前決算年度（イ）		$\frac{(\text{ア}) + (\text{イ})}{2}$		
		千円		千円		千円		
	営業 年数	創 業		営業の停止、休止等の 期間		現組織への 変更		計
		年 月		年 月から 年 月まで		年 月		満 年 月
	営業 比率	流動 比率	① 流動 資産 (千円) _____ × 100	自己 資本 固定 比率	③ 固定 資産 (千円) _____ × 100	利 益 率	⑤ 当期 利益 (千円) _____ × 100	
			② 流動 負債 (千円)		④ 自己 資本額 (千円)		⑥ 総資本 (千円)	
		① _____ × 100 ② _____ = . %		③ _____ × 100 ④ _____ = . %		⑤ _____ × 100 ⑥ _____ = . %		
		※少数第1位まで算出 (少数第2位以下切り捨て)		※少数第1位まで算出 (少数第2位以下切り捨て)		※少数第1位まで算出 (少数第2位以下切り捨て)		
	自己 資本額	④ _____ 千円						

(裏)

商号又は名称											
経営の規模	従業員数		全従業員数				人				
			県内従業員数				人				
			技術者数				人				
			事務及び営業者数				人				
	従事者数	申請業務の従事者数		有資格者	無資格者		有資格者	無資格者		有資格者	無資格者
			ア	人	人	オ	人	人	ケ	人	人
			イ	人	人	カ	人	人	コ	人	人
			ウ	人	人	キ	人	人	サ	人	人
			エ	人	人	ク	人	人			
	計測機器の保有状況		機種				仕様				台数
	障がい者雇用	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用義務 (※該当箇所に○印を付けること。)			有 無		ISO取得	取得しているものに○印を付け、登録期限を記載すること。			
法定雇用障がい者数			人			IS09001		年 月 日まで			
雇用障がい者数			人			IS014001		年 月 日まで			
					県、市町村との防災協定を締結している場合は、○印を付けること。						
働きやすい職場環境の整備状況 ※左記項目のうち、該当項目に○印を付けること。				①育児休業制度を就業規則で規定し、労働基準監督署へ届け出ている。							
				②次世代育成支援対策推進法第13条の規定による認定を受けている。							
				③女性活躍推進法第8条第1項に規定する一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局長への届出を行っている。(雇用労働者数100人以下)							
				④女性活躍推進法第9条の規定による認定を受けている。							
				⑤働きやすい職場「ひなたの極」認証制度実施要領第5条の規定による認証を受けている。							
取引金融機関											
備考											

(注) 1 「決算年度」とは、法人にあっては、法人税法(昭和40年法律第34号)第13条に定める事業年度、個人にあっては12月末日の決算日以前1年間をいう。

2 「申請業務の従事者数」は、「申請する業務に従事する者の名簿」(別記様式第3号)の有資格者及び無資格者の合計人数の欄を転記すること。

様式第3号（その1）（第4条関係）
電気設備の点検業務

申請する業務に従事する者の名簿

申請業務	ア:電気設備の点検業務		資格		保有資格	
商号又は名称			有資格者	無資格者	①第3種電気主任技術者 以上	②第2種電気工事士 以上
従事者名	住所	生年月日				
従事者数 (名簿登載人数)		合計人数 (縦列の○の数)				
	人		人	人	人	人

【入札参加資格】
上記資格(①、②)のうち、いずれかの保有資格者が1名以上であること。(必須)

(注) 1 雇用期間を定めないで雇用された者又は1年以上の雇用期間を定めて雇用された者について記入すること。
 2 住所は、現住所を記入すること。
 3 資格を保有せず業務に従事する者（無資格者）も記載すること。
 4 資格及び保有資格の欄の該当箇所に○印を付けること。
 5 記入欄が不足する場合は、欄を追加すること。

自家用発電設備の点検業務

申請業務		イ: 自家用発電設備の点検業務		資格		保有資格		
商号又は名称				有資格者	無資格者	①第3種電気主任技術者 以上	②第2種電気工事士 以上	③自家用発電設備専門 技術者以上
従事者名	住所	生年月日						
従事者数 (名簿登録人数)		合計人数 (縦列の○の数)						
						【入札参加資格】 上記資格(①～③)のうち、いずれかの保有資格者が1名以上であること。(必須)		

- (注) 1 雇用期間を定めなくて雇用された者又は1年以上の雇用期間を定めて雇用された者について記入すること。
2 住所は、現住所を記入すること。
3 資格を保有せず業務に従事する者(無資格者)も記載すること。
4 資格及び保有資格の欄の該当箇所には○印を付けること。
5 記入欄が不足する場合は、欄を追加すること。

様式第3号（その3）（第4条関係）

消防用設備の点検業務

申請する業務に従事する者の名簿

申請業務	ウ:消防用設備の点検業務		資格		保有資格																				
商号又は 名称			有 資格 者	無 資格 者	ア 第3種電気主任技術者以上	イ 第2種電気工事士以上	① 第1種消防設備点検資格者	② 第2種消防設備点検資格者	消防設備士												ウ 防火設備検査員	エ 2級建築士以上	オ 防火対象物点検資格者	カ 防災管理点検資格者	
従事者名	住所	生年月日							③ 甲種1類	④ 乙種1類	⑤ 甲種2類	⑥ 乙種2類	⑦ 甲種3類	⑧ 乙種3類	⑨ 甲種4類	⑩ 乙種4類	⑪ 甲種5類	⑫ 乙種5類	⑬ 乙種6類	⑭ 乙種7類					
従事者数 (名簿登載人数)	人	合計人数 (縦列の○の数)	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

上記資格(ア、イ)の保有者に関しては、上記資格に加え、第4類又は第7類の消防設備士を保有している者を有資格者として取り扱う。

【入札参加資格】
 上記資格(①～⑭)のうち、いずれかの保有資格者が1名以上であること。(必須)

(注) 1 雇用期間を定めないで雇用された者又は1年以上の雇用期間を定めて雇用された者について記入すること。
 2 住所は、現住所を記入すること。
 3 資格を保有せず業務に従事する者（無資格者）も記載すること。
 4 資格及び保有資格の欄の該当箇所に○印を付けること。
 5 記入欄が不足する場合は、欄を追加すること。

様式第3号（その4）（第4条関係）
電話構内交換設備の点検業務

申請する業務に従事する者の名簿

申請業務			エ:電話構内交換設備の点検業務			資格		保有資格							
商号又は名称			有資格者	無資格者	ア 第2種電気工事士以上	電気通信工事担任者(新資格名称)					電気通信工事担任者(旧資格名称)				
従事者名	住所	生年月日				① AI・DD 総合種	② AI 第1種	③ AI 第2種	④ DD 第1種	⑤ DD 第2種	⑥ アナ・デジ 総合種	⑦ アナログ 第1種	⑧ アナログ 第2種	⑨ デジタル 第1種	⑩ デジタル 第2種
従事者数 (名簿登載人数)	人	合計人数 (縦列の○の数)	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	

【入札参加資格】
上記資格(①～⑩)のうち、いずれかの保有資格者が1名以上であること。(必須)
なお、同種の新旧資格を保有する場合は新資格のみを記載し、同一区分で複数資格を保有している場合は最上位のものを記載すること。

(注) 1 雇用期間を定めないで雇用された者又は1年以上の雇用期間を定めて雇用された者について記入すること。
2 住所は、現住所を記入すること。
3 資格を保有せず業務に従事する者（無資格者）も記載すること。
4 資格及び保有資格の欄の該当箇所に○印を付けること。
5 記入欄が不足する場合は、欄を追加すること。

様式第3号（その5）（第4条関係）

自家用電気工作物の保安業務

申請する業務に従事する者の名簿

申請業務	才:自家用電気工作物の保安業務		資格		保有資格
商号又は名称			有資格者	無資格者	第3種電気主任技術者以上
従事者名	住所	生年月日			
従事者数 (名簿登載人数)	人	合計人数 (縦列の○の数)	人	人	人
					【入札参加資格】 上記資格の保有資格者が 1名以上であること。(必須)

(注) 1 雇用期間を定めないで雇用された者又は1年以上の雇用期間を定めて雇用された者について記入すること。
 2 住所は、現住所を記入すること。
 3 資格を保有せず業務に従事する者（無資格者）も記載すること。
 4 資格及び保有資格の欄の該当箇所に○印を付けること。
 5 記入欄が不足する場合は、欄を追加すること。

冷暖房設備の運転業務

[illegible]

(注) 1 雇用期間を定めないで雇用された者又は1年以上の雇用期間を定めて雇用された者について記入すること。

2 住所は、現住所を記入すること。

3 資格を保有せず業務に従事する者（無資格者）も記載すること。

4 資格及び保有資格の欄の該当箇所には○印を付けること。

5 記入欄が不足する場合は、欄を追加すること。

様式第3号（その7）（第4条関係）
冷暖房設備の点検業務

申請する業務に従事する者の名簿

申請業務	キ:冷暖房設備の点検業務		資格		保有資格											
商号又は名称			有資格者	無資格者	冷凍機械責任者		ボイラー技士		ボイラー取扱技能講習修了者	ボイラー整備士	2級冷凍空気調和機器施工技能士以上	冷媒フロン類取扱技術者		危険物取扱者		第2種電気工事士以上
従事者名	住所	生年月日			第2種以上	第3種	1級以上	2級				第1種	第2種	乙種第4類以上	丙種	
従事者数 （名簿登載人数）	人	合計人数 （縦列の○の数）	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

(注) 1 雇用期間を定めないで雇用された者又は1年以上の雇用期間を定めて雇用された者について記入すること。
2 住所は、現住所を記入すること。
3 資格を保有せず業務に従事する者（無資格者）も記載すること。
4 資格及び保有資格の欄の該当箇所○印を付けること。
5 記入欄が不足する場合は、欄を追加すること。

様式第3号（その8）（第4条関係）

昇降機設備の点検業務

申請する業務に従事する者の名簿

申請業務	ク:昇降機設備の点検業務		資格		保有資格		
商号又は名称			有資格者	無資格者	ア 第2種電気工事士 以上	①昇降機等検査員	②2級建築士 以上
従事者名	住所	生年月日					
従事者数 (名簿登載人数)		合計人数 (縦列の○の数)					

【入札参加資格】
上記資格(①、②)のうち、いずれかの保有資格者が1名以上であること。(必須)

- (注) 1 雇用期間を定めないで雇用された者又は1年以上の雇用期間を定めて雇用された者について記入すること。
2 住所は、現住所を記入すること。
3 資格を保有せず業務に従事する者（無資格者）も記載すること。
4 資格及び保有資格の欄の該当箇所に○印を付けること。
5 記入欄が不足する場合は、欄を追加すること。

井戸用ろ過設備の点検業務

申請業務	ケ：井戸用ろ過設備の点検業務		資格		保有資格	
商号又は名称			有資格者	無資格者	給水装置工事主任技術者	２級配管技能士以上
従事者名	住所	生年月日				
従事者数 （名簿登載人数）	人	合計人数 （縦列の○の数）	人	人	人	人

- (注) 1 雇用期間を定めなくて雇用された者又は1年以上の雇用期間を定めて雇用された者について記入すること。
2 住所は、現住所を記入すること。
3 資格を保有せず業務に従事する者(無資格者)も記載すること。
4 資格及び保有資格の欄の該当箇所には○印を付けること。
5 記入欄が不足する場合は、欄を追加すること。

自動ドアの点検業務

申請業務	コ:自動ドアの点検業務		資格		保有資格
商号又は名称			有資格者	無資格者	2 級自動ドア施工技能士以上
従事者名	住所	生年月日			
従事者数 (名簿登録人数)	人	合計人数 (縦列の○の数)	人	人	人

- (注) 1 雇用期間を定めないで雇用された者又は1年以上の雇用期間を定めて雇用された者について記入すること。
2 住所は、現住所を記入すること。
3 資格を保有せず業務に従事する者（無資格者）も記載すること。
4 資格及び保有資格の欄の該当箇所には○印を付けること。
5 記入欄が不足する場合は、欄を追加すること。

地下タンク等の点検業務

申請する業務に従事する者の名簿

申請業務	サ:地下タンク等の点検業務		資格		保有資格		
商号又は名称			有資格者	無資格者	危険物取扱者		ア 地下タンク定期点検 技術者講習修了証
従事者名	住所	生年月日			①乙種第4類以上	②丙種	
従事者数 (名簿登載人数)	人	合計人数 (縦列の○の数)	人	人	人	人	人

【入札参加資格】
上記資格(①、②)のうち、いずれかの保有資格者が1名以上であること。(必須)

- (注) 1 雇用期間を定めないで雇用された者又は1年以上の雇用期間を定めて雇用された者について記入すること。
2 住所は、現住所を記入すること。
3 資格を保有せず業務に従事する者(無資格者)も記載すること。
4 資格及び保有資格の欄の該当箇所には○印を付けること。
5 記入欄が不足する場合は、欄を追加すること。

様式第 4 号 (第 4 条関係)

申請する業務に従事する有資格者一覧表

[illegible]

(注)1 保有資格を証する書類の写しを添付し、当該写しの右上には対応する通し番号を記入すること。

2 記入欄が不足する場合は、欄を追加すること。

様式第5号（第4条関係）

決 算 年 度 別 契 約 実 績 一 覧 表

商号又は名称				
申請する業務 （申請する業務 に○を付けてく ださい。）	ア	電気設備の点検業務	キ	冷暖房設備の点検業務
	イ	自家用発電設備の点検業務	ク	昇降機設備の点検業務
	ウ	消防用設備の点検業務	ケ	井戸用ろ過設備の点検業務
	エ	電話構内交換設備の点検業務	コ	自動ドアの点検業務
	オ	自家用電気工作物の保安業務	サ	地下タンク等の点検業務
	カ	冷暖房設備の運転業務		
決算年度	第 期 年 月か ら 年 月ま で		第 期 年 月か ら 年 月ま で	
契約物件名	発注元	契約額 (千円)	発注元	契約額 (千円)
計		千円		千円
備考				

（注）1 この表は、入札参加資格の申請をする日の属する決算年度の直前の2決算年度における契約金額を契約物件ごとに記入すること。

2 申請する業務ごとに作成すること。

3 総合管理を行っている場合は、その業務内での申請業務に係る金額を記載すること。

4 記入欄が不足する場合は、別に記載した書類を添付すること。

様式第5号の2（第4条関係）

障がい者の雇用状況調査票

障がい者の分類	雇用状況	雇用の有無 (該当者がいる 場合のみ○印)	人 数
① 重度身体障がい者			人
② 重度身体障がい者以外の身体障がい者			人
③ 重度身体障がい者（短時間）			人
④ 重度身体障がい者以外の身体障がい者（短時間）			人
⑤ 重度身体障がい者（特定短時間）			人
A 身体障がい者数 小計 ①×2+②+③+ (④+⑤) × 0.5			人
⑥ 重度知的障がい者			人
⑦ 重度知的障がい者以外の知的障がい者			人
⑧ 重度知的障がい者（短時間）			人
⑨ 重度知的障がい者以外の知的障がい者（短時間）			人
⑩ 重度知的障がい者（特定短時間）			人
B 身体障がい者数 小計 ⑥×2+⑦+⑧+ (⑨+⑩) × 0.5			人
⑪ 精神障がい者			人
⑫ 精神障がい者（短時間）			人
⑬ 精神障がい者（特定短時間）			人
C 身体障がい者数 小計 ⑪+⑫+⑬×0.5			人
雇用障がい者数 合計 A+B+C			人
従業員数（常時雇用する労働者の総数）			人

(注) 1 人数については、申請日以前の直近の10月1日現在で記入すること。また、障がい者を雇用していない場合は、0人と記入すること。

2 上記調査票に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「身体障がい者」とは、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号「身体障害者障害程度等級表」の障害等級が1級から6級までに掲げる障がい者を有する者及び7級に掲げる障がいを2以上重複して有する者をいう。
- (2) 「重度身体障がい者」とは、(1)の障害者等級のうち1級又は2級に掲げる障がいを有する者及び3級に掲げる障がいを2以上重複して有する者をいう。
- (3) 「知的障がい者」とは、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者職業センターにより知的障がい者と判定された者をいう。
- (4) 「重度知的障がい者」とは、(3)で判定された者のうち知的障がいの程度が重いと判定された者をいう。
- (5) 「精神障がい者」とは、精神障害者保健福祉手帳を所持する者をいう。
- (6) 「短時間」とは、短時間労働者をいい、短時間労働者とは1週間の所定労働時間が、当該事業主の事業所に雇用する通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、かつ20時間以上30時間未満である常時雇用する労働者をいう。
- (7) 「特定短時間」とは、特定短時間労働者をさし、短時間労働者のうち1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満である労働者をいう。
- (8) 「常時雇用する労働者の総数」とは、正規の従業員（家族従業員で給与の支給を受けている者を含む。）の人数をいう。なお、代表者、派遣職員、パート、アルバイト、季節労働者等は除くものとする。

役員等の一覧表

フリガナ氏名	役名	生年月日	性別

1. この様式を宮崎県が宮崎県警察本部に照会することについて異議ありません。
2. 虚偽の記載等を行った場合には、競争入札参加資格の取消し、契約の解除等がなされても異存ありません。
- ※個人である場合にはその者又はその支店若しくは常時設備維持管理業務の委託契約を締結する事務所の代表者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時設備維持管理業務の委託契約を締結する事務所の代表者を記載すること。

年 月 日

住所

商号又は名称

代表者職氏名

記入責任者	職・氏名	
連絡先	電 話	()

様式第 5 号の 4（第 4 条関係）

特別徴収実施確認・開始誓約書

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

宮崎県内における個人住民税の特別徴収に係る実施状況については、下記のとおりです。

記

	1	当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定（特別徴収義務者指定番号）を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。	市 町 村 確 認 印	
	2	当事業所には、現在、特別徴収の対象となる従業員がいません。	市 町 村 確 認 印	
	3	当事業所は、 年 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。	市 町 村 確 認 印	

（備考）

この様式は、県内に事業所等を有する事業者が提出すること。1～3のうち該当するものについて左端欄に○をつけ、以下により提出すること。

(1) 1 の場合は、6 箇月以内の領収印のある領収証書の写しを添付すること（領収証書の写しを添付する場合は、市町村の確認印は不要）。

当該領収証書がない場合は、事業所等の所在する市町村の個人住民税担当課にて確認印を受けること。

(2) 2 及び 3 の場合は、事業所等の所在する市町村の個人住民税担当課にて確認印を受けること。

様式第 6 号（その 1）（第 5 条関係）
資格があるものと認定する場合

年 月 号
日

様

宮崎県知事 

設備維持管理業務入札参加資格審査結果通知書

先に申請のありました入札の参加資格については、下記のとおり資格があるものと認定しました。

なお、氏名、名称、住所等に変更があったときは、速やかに設備維持管理業務入札参加資格者名簿記載事項変更届を提出してください。

記

- | | | | |
|---|------------------------|---|-------|
| 1 | 設備維持管理業務入札参加資格者名簿登録番号 | 第 | 号 |
| 2 | 設備維持管理業務入札参加資格者名簿登録年月日 | 年 | 月 日 |
| 3 | 登録の有効期間 | 年 | 月 日から |
| | | 年 | 月 日まで |
| 4 | 次回登録申請受付予定期間 | 年 | 月 日から |
| | | 年 | 月 日まで |
| 5 | 入札参加資格を有する業務の種類 | | |

様式第 6 号（その 2）（第 5 条関係）
資格があるものと認定しない場合

年 月 号
日

様

宮崎県知事



設備維持管理業務入札参加資格審査結果通知書

先に申請のありました入札の参加資格については、下記の理由により資格があるものと認定しなかったので、通知します。

記

（理由）

様式第7号（第7条関係）

設備維持管理業務入札参加資格者名簿記載事項変更届

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者 郵便番号
住所
商号又は名称
氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名〕

担当者氏名

電話番号 ()

登 録 番 号		第 号	
入札参加資格を有する業務の種類（○を付けること。）			
	ア：電気設備の点検業務		オ：自家用電気工作物の保安業務
	イ：自家用発電設備の点検業務		カ：冷暖房設備の運転業務
	ウ：消防用設備の点検業務		キ：冷暖房設備の点検業務
	エ：電話構内交換設備の点検業務		ク：昇降機設備の点検業務
			ケ：井戸用ろ過設備の点検業務
			コ：自動ドアの点検業務
			サ：地下タンクの点検業務

下記のとおり変更（休止・廃止）があったので、届出をします。

記

変更（休止・廃止）年月日		年 月 日	
変更の内容	変更前		変更後
変更（休止・廃止）理由			

- (注) 1 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）の変更については、法人にあっては登記事項証明書を、個人にあっては住民票を添付すること。
2 商号又は名称の変更については、登記事項証明書及び印鑑証明書を添付すること。
3 氏名（法人にあっては、代表者氏名）の変更については、法人にあっては登記事項証明書を、個人にあっては身分証明書を添付すること。
4 氏名（法人にあっては、代表者氏名）に変更があった場合には、変更後の役員等の一覧表（別記様式第5号の3）を作成の上、添付すること。
5 印鑑の変更については、印鑑証明書を添付すること。

様式第8号（第7条の2関係）

設備維持管理業務入札参加資格承継承認申請書

年 月 日

宮崎県知事

殿

申請者 郵便番号

住 所

商号又は名称

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び
代表者の氏名〕

電 話 番 号

下記入札参加資格者の地位を承継したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- 2 商号又は名称
- 3 氏名（法人にあつては、代表者氏名）
- 4 設備維持管理業務入札参加資格者名簿登載番号 第 号
- 5 設備維持管理業務入札参加資格者名簿登載年月 年 月 日
- 6 入札参加資格を有する業務の種類

（添付書類）

- 1 一般承継があつたことを証する書類
- 2 営業概要書（別記様式第2号）
- 3 登記事項証明書（法人のみ）
- 4 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でない旨の証明書（個人のみ）
- 5 申請する日の属する決算年度の直前の2決算年度の貸借対照表及び損益計算書
- 6 申請する日の属する年の直前の2年分の所得税確定申告書の写し（個人のみ）
- 7 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、地方法人特別税、特別法人事業税及び軽自動車税の環境性能割並びにこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書面
- 8 消費税及び地方消費税並びにこれらに係る附帯税に未納がないことを証する書面
- 9 健康保険法第3条第3項及び厚生年金保険法第6条第1項の適用事業所である者であつて、健康料又は厚生年金保険料に未納がないことを証する書面
- 10 労働保険料に滞納がないことを証する書面
- 11 官公署の許可等を得たことを証する書類（許可等を要する場合のみ）
- 12 申請する業務に従事する者の名簿（別記様式第3号）
- 13 申請する業務に従事する有資格者一覧表（別記様式第4号）及び当該資格を証する書類の写し
- 14 障害者雇用状況報告書の写し又は障がい者の雇用状況調査票（別記様式第5号の2）
- 15 役員等の一覧表（別記様式第5号の3）
- 16 特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第5号の4）
- 17 その他以下の書類（該当する場合）
 - ① 労働基準監督署の受付印のある就業規則の写し
 - ② 県、市町村との防災協定書の写し
 - ③ ISO9001 又は ISO14001 の登録証の写し
 - ④ 次世代育成支援対策推進法第13条の規定による認定証の写し
 - ⑤ 女性活躍推進法第8条第1項の規定による届出書の写し
 - ⑥ 女性活躍推進法第9条の規定による認定証の写し
 - ⑦ ひなたの極認証書の写し
- 18 その他知事が必要と認める書類

（注） 添付書類12については、申請する業務ごとに添付すること。

様式第9号（その1）（第7条の2関係）
資格があるものと認定する場合

年 月 号
日

様

宮崎県知事



設備維持管理業務入札参加資格承継審査結果通知書

年 月 日付けで申請のあった入札参加資格者の地位の承継については、下記のとおり承認したので通知します。

なお、氏名、名称、住所等に変更があったときは、速やかに設備維持管理業務入札参加資格者名簿記載事項変更届を提出してください。

記

- | | | | |
|-------------------------|---|---|-----|
| 1 設備維持管理業務入札参加資格者名簿登録番号 | 第 | — | 号 |
| 2 設備維持管理業務入札参加資格者名簿登録年月 | 年 | 月 | 日 |
| 3 登録の有効期間 | 年 | 月 | 日から |
| | 年 | 月 | 日まで |
| 4 次回登録申請受付予定期間 | 年 | 月 | 日から |
| | 年 | 月 | 日まで |
| 5 入札参加資格を有する業務の種類 | | | |

様式第9号（その2）（第7条の2関係）
資格があるものと認定しない場合

年 月 号
日

様

宮崎県知事



設備維持管理業務入札参加資格承継審査結果通知書

年 月 日付けで申請のあった入札参加資格者の地位の承継については、下記の理由により不承認としたので通知します。

記

（不承認の理由）

様式第 10 号（第 9 条関係）

登 録 取 消 通 知 書

第 年 月 日 号

様

宮崎県知事



庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり宮崎県が発注する設備維持管理業務の委託契約に係る入札参加資格者名簿の登録を取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

記

登録取消の理由	
登録取消年月日	年 月 日

様式第 11 号（第 10 条関係）

入 札 参 加 資 格 停 止 通 知 書

第 年 月 日 号

様

宮崎県知事



庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱第 10 条第 1 項の規定により、宮崎県が発注する設備維持管理業務の委託契約に係る入札において、下記のとおり入札参加資格を停止することに決定したので、同条第 2 項の規定により通知します。

なお、現に指名をしている場合は、これを取り消します。

記

入札参加資格停止 の理由	
入札参加資格停止 の期間	年 月 日から 年 月 日まで

様式第 12 号（第 13 条関係）

指 名 取 消 通 知 書

第 年 月 日 号

様

宮崎県知事



庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱第 13 条第 2 項の規定により、宮崎県が発注する設備維持管理業務の委託契約に係る指名競争入札において、下記のとおり指名を取り消すことに決定したので、同条第 3 項の規定により通知します。

記

指名取消の理由	
委託業務名	
指名取消年月日	年 月 日